

平成二十一年六月九日提出  
質問第五一七号

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第四六一号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、平成十六年度から二十一年度にかけて、配偶者手当を受給している外務省在外職員  
の人数について問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を要するため、お答  
えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右はなぜか。外務省として、同省において配偶  
者手当を受給している同省職員の正確な人数をそもそも把握していないということか。

二 一で、把握していないのなら、外務省として配偶者手当に係る予算を要求する際、それを受給する正確  
な人数を示すことなく予算要求をしているということか。

三 平成十六年度から二十一年度にかけて、配偶者手当を受給している外務省在外職員の数につき、その調  
査に詳細な作業を要するというのなら、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、これらの年  
度における配偶者手当を受給している同省在外職員の人数を明らかにすることを再度求める。

四 「前回答弁書」では「外務省大臣官房において民間企業における海外駐在員への諸手当について照会を  
行っている」との答弁がなされているが、配偶者手当に関して、外務省大臣官房が照会を行っている対象

はどうか、具体的に明らかにされたい。

五 四の照会は、いつ、どのような方策をもって、どの程度の頻度行われているか。

六 四の照会がなされた直近の日にちを明らかにされたい。

七 四の照会を記録した文書は作成されているか。

八 「前回答弁書」では「海外勤務に際して家族が同伴する場合には、追加的な手当が民間企業においても支給されており、在外職員に対する配偶者手当は、民間との比較及び社会通念上、妥当であると認識している。」との答弁がなされているが、右答弁にある「追加的な手当」の額はどの程度のものか、外務省が把握している具体的事例と共にその金額を明らかにされたい。

九 八の金額は、外務省における配偶者手当とどの程度の差があるか。

十 九の差は、社会通念上妥当なものであるか。

右質問する。